

●香川県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年6月27日から同年7月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 粉所西中徳線（167号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第2号字 高橋1917番3地先 (詳細な区間は、関係図面で 示す。)	7.5~18.9	99	令和元年12月13日付け香川県告 示第196号の一部

- 4 供用開始の期日 令和5年6月27日